

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の定義 (省 略)</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 (省 略)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (省 略)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p>4－6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4－6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、<u>当該税務代理人にも通知するものとする。ただし、法第74条の9第6項の規定により同条第1項の規定による通知を代表する税務代理人に対して行った場合には、当該変更は当該代表する税務代理人に通知す</u></p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達</p> <p>用語の定義 (同 左)</p> <p>第1章 (同 左)</p> <p>第2章 (同 左)</p> <p>第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手続)</p> <p>第1節 (同 左)</p> <p>第2節 事前通知に関する事項</p> <p>(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)</p> <p>4－6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4－6において同じ。)の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、当該税務代理人にも通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>れば足りることに留意する。</u></p> <p>なお、法第 74 条の 9 第 5 項の規定により同条第 1 項の規定による納税義務者への通知を税務代理人に対して行った場合には、当該変更は当該税務代理人に通知すれば足りることに留意する。</p> <p>第 3 節 調査の終了の際の手續に関する事項</p> <p>(法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用)</p> <p>5-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第 74 条の 11 第 1 項の通知を行った後、又は同条第 2 項の調査（<u>実地の調査に限る。</u>）の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査（以下、5-6 において「前回の調査」という。）の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（以下、第 3 章第 3 節において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 <u>情報の要否に関する制限は、前回の調査が実地の調査の場合に限られるため、前回の調査が実地の調査以外の調査である場合、法第 74 条の 11 第 6 項に規定する「新たに得られた情報」がなくても、法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定により、調査について必要があるときは、再調査を行うことができることに留意する。</u></p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、5-1 に<u>定める</u>ように異議決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 3-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(「新たに得られた情報」の意義)</p> <p>5-7 法第 74 条の 11 第 6 項に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第</p>	<p>なお、法第 74 条の 9 第 5 項の規定により同条第 1 項の規定による納税義務者への通知を税務代理人に対して行った場合には、当該変更は当該税務代理人に通知すれば足りることに留意する。</p> <p>第 3 節 調査の終了の際の手續に関する事項</p> <p>(法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用)</p> <p>5-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第 74 条の 11 第 1 項の通知を行った後、又は同条第 2 項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査（以下、5-6 において「前回の調査」という。）の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（以下、第 3 章第 3 節において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p> <p>1 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、5-1 に<u>規定する</u>ように異議決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>2 3-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(「新たに得られた情報」の意義)</p> <p>5-7 法第 74 条の 11 第 6 項に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第</p>

改正後	改正前
<p>1 項の通知又は同条第 2 項の説明（5－4 の「再度の説明」を含む。）に係る国税の調査（<u>実地の調査に限る。</u>）において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>（注） 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>第 4 節 連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項</p> <p>（法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用関係）</p> <p>6－5 連結法人に対して、国税に関する<u>実地</u>の調査（以下、6－5 において「前回の調査」という。）を行った後において、前回の調査における質問検査等の相手方とならなかった連結子法人に対して、前回の調査における課税期間を対象として国税に関する調査を行おうとする場合には、法第 74 条の 11 第 6 項の適用があることに留意する（3－1(4)ロの取扱いによる場合を除く。）。</p> <p>第 5 節 税務代理人に関する事項</p> <p>（税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>7－1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第 74 条の 9 第 1 項の規定による通知については、同条第 5 項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>（注）</p> <p>1 同項に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成 26 年 6 月 30 日以前に提出された税理士法第 30 条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 ただし書きによる場合においても、「実地の調査において質問検査等を行</p>	<p>1 項の通知又は同条第 2 項の説明（5－4 の「再度の説明」を含む。）に係る国税の調査において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>（注） 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>第 4 節 連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項</p> <p>（法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用関係）</p> <p>6－5 連結法人に対して、国税に関する調査（以下、6－5 において「前回の調査」という。）を行った後において、前回の調査における質問検査等の相手方とならなかった連結子法人に対して、前回の調査における課税期間を対象として国税に関する調査を行おうとする場合には、法第 74 条の 11 第 6 項の適用があることに留意する（3－1(4)ロの取扱いによる場合を除く。）。</p> <p>第 5 節 税務代理人に関する事項</p> <p>（税務代理人を通じた事前通知事項の通知）</p> <p>7－1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第 74 条の 9 第 1 項の規定による通知については、同条第 5 項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>（注）</p> <p>1 <u>同条第 5 項</u>に規定する「納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合」には、平成 26 年 6 月 30 日以前に提出された税理士法第 30 条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</p> <p>2 ただし書きによる場合においても、「実地の調査において質問検査等を行</p>

改正後	改正前
<p>わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</p> <p>3 <u>法第 74 条の 9 第 6 項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」、当該代表する税務代理人に対して通知すれば足りるが、同項に規定する「代表する税務代理人を定めた場合」には、平成 27 年 6 月 30 日以前に提出された税務代理権限証書に、代表する税務代理人が定められている場合も含むことに留意する。</u></p> <p>第 4 章 経過措置に関する事項</p> <p>(調査の終了の際の手続の適用)</p> <p>8-3 <u>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)による改正前の法第 74 条の 11 の「調査の終了の際の手続」に関する規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者に対して法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</u></p> <p>(注)</p> <p>1 法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p> <p>2 法第 74 条の 14《行政手続法の適用除外》に規定する理由の提示は、平成 25 年 1 月 1 日より前に改正前の各税法に基づき質問検査等を開始した調査であっても同日以後に行う処分から適用となるので留意する。</p>	<p>わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 経過措置に関する事項</p> <p>(調査の終了の際の手続の適用)</p> <p>8-3 法第 74 条の 11 の「調査の終了の際の手続」に関する規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者に対して法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定は、平成 25 年 1 月 1 日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p> <p>2 法第 74 条の 14《行政手続法の適用除外》に規定する理由の提示は、平成 25 年 1 月 1 日より前に改正前の各税法に基づき質問検査等を開始した調査であっても同日以後に行う処分から適用となるので留意する。</p>